

# 勝浦朝市出店誓約書

かつうら朝市の会 会長 様

内容を確認し各項目左のチェック欄（□）に「✓」して下さい。

1. 勝浦朝市実施要綱及び勝浦朝市整理費等納入規則を遵守します。

勝浦朝市実施要綱第8条（遵守事項） の再確認

- 1 朝市の信用及び信頼を失う行為をしてはならない。
- 2 消費者に対し誠実に対応しなければならない。
- 3 委員会の決定及び指導に従わなければならない。
- 4 登録更新料及び整理費を滞納してはならない。
- 5 第3条で規定する実施場所以外で出店してはならない。
- 6 出店者及び出店関係者に対し、誹謗、中傷するような行為をしてはならない。
- 7 第11条に規定する品物の販売に必要な法律等に係る表示を適正に行わなければならない。
- 8 屋号・商号を明確に示すものを必ず店頭に掲示しなければならない。
- 9 第7条第3項に規定する許可証及び第11条に規定する品物の販売に必要な法律等に係る許可・届出等を証するものを必ず店頭に掲示しなければならない。

勝浦朝市実施要綱 第9条（広告物掲示等の承認） の再確認

販売品目に係るもの以外の広告物及び印刷物等の掲示及び配布については、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に係るもの又はこれに類するもののうち、青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの
  - (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
  - (4) 政治活動又は宗教活動に関するもの
  - (5) 人権を侵害するおそれのあるもの
  - (6) 青少年保護又は消費者保護の観点から適切でないもの
  - (7) 意見広告に関するもの
  - (8) その他委員会が不相当と認めるもの
2. 故意又は過失により損害を貴会におかけした時はその責任を負いません。

お客様、関係行政機関及び貴会のいずれかから苦情又は改善命令等が発せられた場合、速やかに対処するとともに、貴会へ顛末について報告いたします。

3. 朝市の秩序を乱す行為はいたしません。
- ア) 消費者に対し誠実で適正な販売をいたします。
  - イ) 朝市開催地域の住民へ迷惑となる行為をいたしません。
  - ウ) 出店者同士融和をとり営業いたします。
4. 他人に名義を貸与いたしません。

---

私は、勝浦朝市に出店を許可されましたうえには上記の事項を遵守することを誓います。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

日付      年      月      日

出店者氏名 (自筆により署名)